

2024年9月3日

2024年度福岡県主催 久留米市共催

労働者協同組合法と 協同労働について

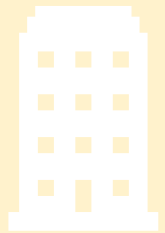
労働者協同組合法・協同労働セミナー



労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

01

新しい
法人格



02

法人の
目的



03

法人の
特徴



04

国内の
事例



05

参考



労働者協同組合法

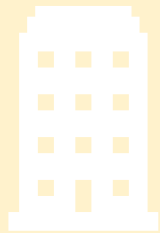
成立 2020年12月4日

施行 2022年10月1日

- 全党全会派の参加賛同による「議員立法」
全国950を超える地方議会での労働者協同組合法の早期制定を求める意見書決議
- 地域づくりと仕事づくりを結んで進める「非営利団体法」
- 共益と公益を掛け合わせる42年ぶりの「協同組合法」
- 約40年の実践・事実から構想され実現した「市民立法」
与党協同労働の法制化に関するワーキングチームの10数度にわたる
実務者会議で当事者団体（ワーカーズ連合会、ワーコレジャパン）の
意見を踏まえ実態に即した法案作り

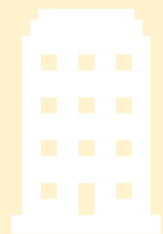
01

新しい
法人格



01

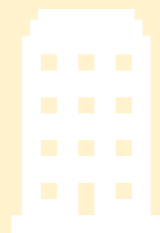
新しい
法人格



世界における 労働者協同組合

01

新しい 法人格



G20では、日本を除く全ての先進国で労働者協同組合法制が整備されていた。世界の労働者協同組合を組織するCICOPA（国際労働・生産協同組合委員会）には65,000の組合と400万人の組合員が参加しており、CICOPAに参加していない労働者協同組合も含めると1500万人が労働者協同組合で働いている。

イタリア

- ・1970年代バザーリア法の制定を契機に急増。社会的協同組合の隆起
- 映画「人生、ここにあり」

スペイン

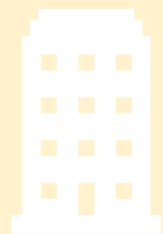
- ・2,100の協同組合のうち、1,800が労働者協同組合
 - ・カタルーニャ地方やバスク地方でとくに盛ん。
- モンドラゴン協同組合グループ（スペインで7番目の事業規模）

アメリカ合衆国

- ・労働者たちが倒産企業を労働者協同組合化
- （ワーカーズ・バイ・アウト）→連邦レベルで助成する動き。

01

新しい
法人格



日本における 労働者協同組合

日本における労協・協同労働で働く人々と組織

●日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会（日本労協連）

戦後の失業対策事業で働く労働者による就労創出の運動から出発。イタリアなど海外の協同組合に学び、40年の歴史を経て、約1万6000人が就労し、350億円の事業高を持つ。呼称として「ワーカーズコープ」を使用しているのは、主に日本労協連に加盟する団体である。

●ワーカーズ・コレクティブネットワーク ジャパン（WNJ）

生活クラブ生協の運動から、女性たちのコミュニティビジネスとして出発し、「出資・経営・労働を全員で担う」ワーカーズ・コレクティブという新しい働き方を広めた。全国に450団体以上、130億円以上の事業高がある。

●農村女性起業（農村女性ワーカーズ）

全国の農村の女性たちが起業し、農産物の加工、直売所、レストランの運営などの事業を行う。起業活動数としては、個人経営が4939件、グループ経営が4641件、そのうち法人格形態の経営体が1009件ある（2015年3月現在／農林水産省調べ）。

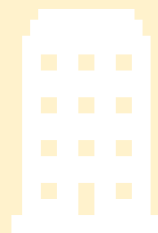
●障害のある人たちの就労創出に取り組む団体

NPO法人共同連は、イタリアの社会的協同組合と交流を重ね、障害者や依存症、ひきこもり、刑余者など「就労が困難な状態に置かれる者」たちと共に働く「社会的事業所」づくりを提唱している。

その他、北海道浦河町の「べてるの家」も実践例としてあげられる。精神障害などの困難を抱える当事者自らがつくる「働く場」は、労協の働き方である「協同労働」と強い親和性がある。

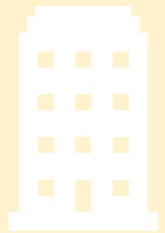
01

新しい 法人格



01

新しい
法人格



02

法人の
目的



03

法人の
特徴



04

国内の
事例



05

参考



労働者協同組合法第1章総則第1条(目的)

この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

現状・課題
(Why)

手段・方法
(How)

目的
(What)

02

法人の 目的



各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて
就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状

02

法人の 目的



労働者協同組合

出資



意見
反映



労働

民主的で自治的な事業体・働き方(協同労働)

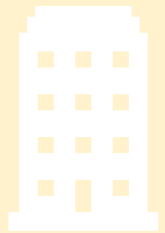
多様な就労機会
の創出

地域における多様な
需要に応じた事業

持続可能で活力ある地域社会の実現

01

新しい
法人格



02

法人の
目的



03

法人の
特徴



04

国内の
事例



05

参考

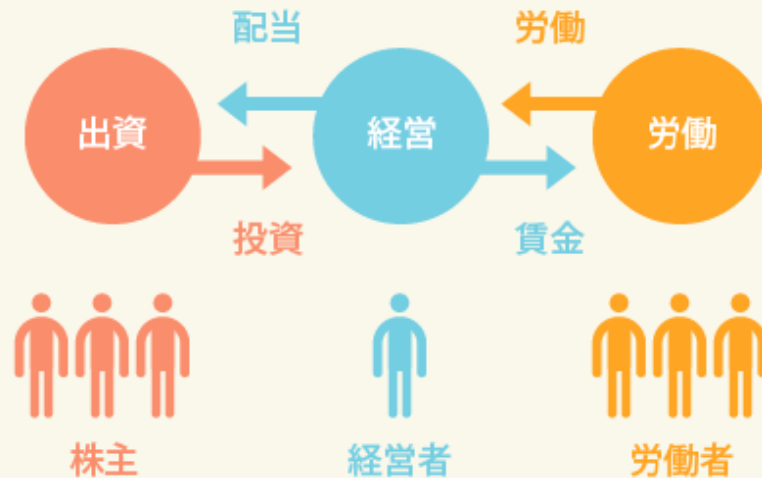


労働者協同組合・協同労働とは

組合員が「出資」「運営（意見反映）」「労働」のすべてを担います。
必要な仕事、やってみたいこと、改善が必要なこと等をみんなで話し合っ
て決めます。
立場に関係なく、必要な仕事をみんなで担います。
もちろん、事業を継続するためには利益を得られるように務めます。
しかし、私たちが求めるものは、ともに働く仲間が自分らしく働けること。
そして、「働くこと」を通して地域を元気にすることです。
組合員も地域に暮らす市民です。市民の力でよりよい暮らし・地域づくりを目指しています。

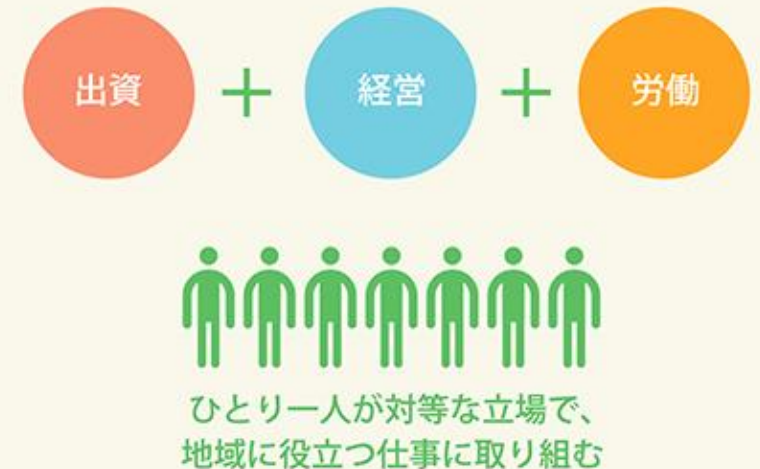
株式会社

の仕組み



協同労働

の仕組み



03

法人の 特徴

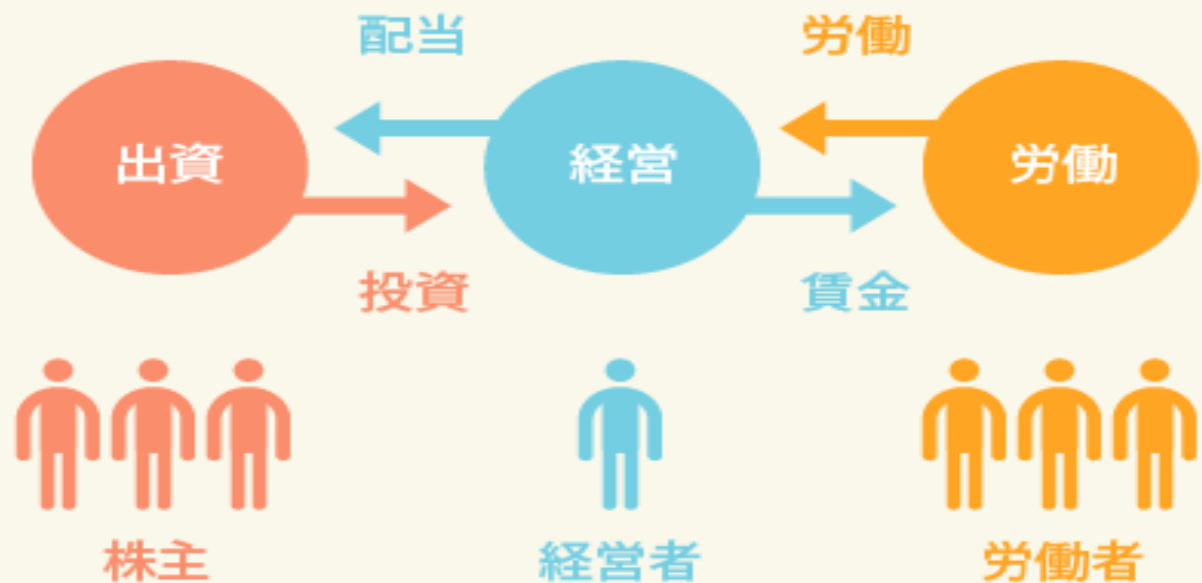


03

法人の 特徴



株式会社 の仕組み

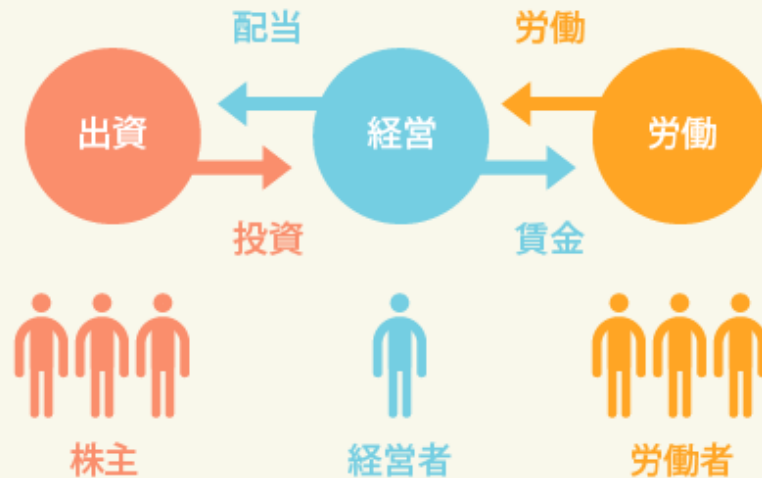


労働者協同組合・協同労働とは

組合員が「出資」「運営（意見反映）」「労働」のすべてを担います。
必要な仕事、やってみたいこと、改善が必要なこと等をみんなで話し合っ
て決めます。
立場に関係なく、必要な仕事をみんなで担います。
もちろん、事業を継続するためには利益を得られるように務めます。
しかし、私たちが求めるものは、ともに働く仲間が自分らしく働けること。
そして、「働くこと」を通して地域を元気にすることです。
組合員も地域に暮らす市民です。市民の力でよりよい暮らし・地域づくりを目指しています。

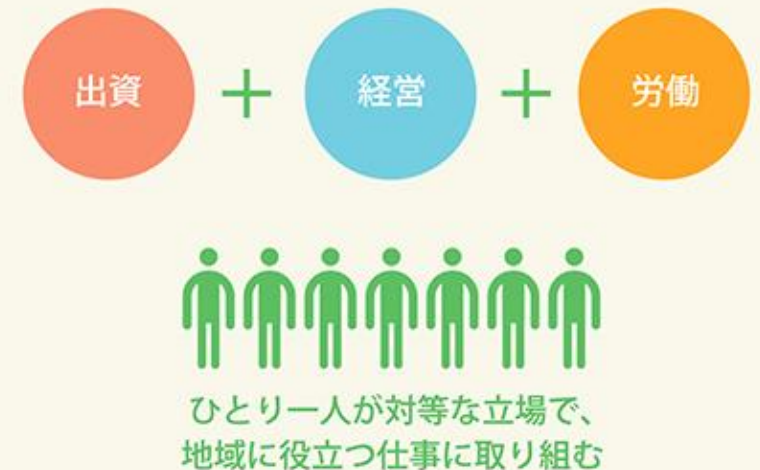
株式会社

の仕組み



協同労働

の仕組み



03

法人の 特徴



03

法人の 特徴



協同労働 の仕組み



ひとり一人が対等な立場で、
地域に役立つ仕事に取り組む

03

法人の 特徴



協同労働とは

「構成員が、出資を通して資金を出し合い、1人1票の原則のもと意見を反映しながら 運営し働く」

「協同で働く仕組み」

協同とは

「心を合わせ、力を合わせ、助け合って
仕事をする(働く)こと」

03

法人の 特徴



労協法の主な特徴

多様な需要に応じた事業ができる

労働者派遣業を除くあらゆる事業が可能です。

組合員は組合と労働契約を締結する

組合は組合員との間で労働契約を締結します。

準則主義による設立

認可認証を必要とせず、3人の出資者が集まり、登記をすることで組合を設立できます。

出資配当はできない

組合員が組合の事業に従事した程度に応じて余剰金から配当を行います。



NPO法人・企業組合からの移行

法施行後3年間の移行期間が認められています。

組合員のルールがあります!!

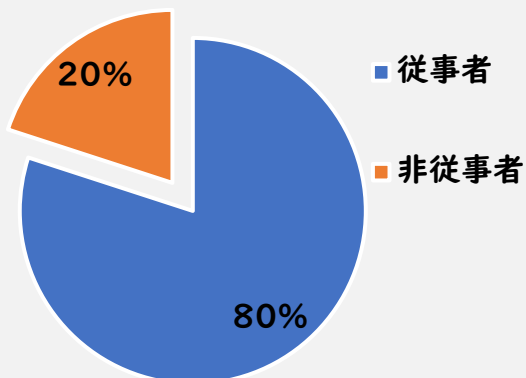
03

法人の 特徴



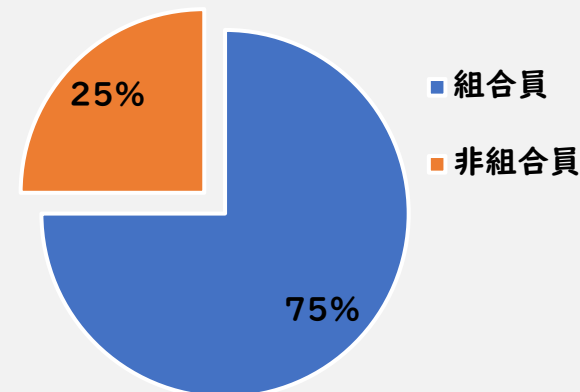
5分の4要件

- 組合員の5分の4は事業に従事しなければならない。
- 家庭の事情などにより、事業従事的意思はあるものの従事できない方。
- 従事できない=組合員からの脱退を求めることは組合の構成を不安定にさせる可能性がある。
- (例) 組合員数50名なら40名が従事する必要



4分の3要件

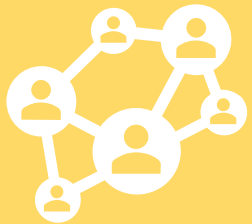
- 事業に従事する者の4分の3は組合員でなければならない。
(例 組合員数50名なら38名が組合員であること)
- 学童の三季休業時のアルバイトなどによる季節的に従事をさせる必要がある非組合員
- 事業に従事しながら分割での出資払い込みをし、組合員になろうとする者。



労働者協同組合法のポイント

03

法人の 特徴

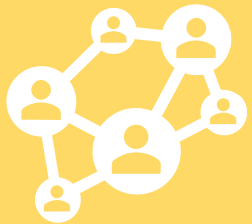


性格	非営利法人・協同組合法人・公益的な活動に取り組む共益組織
基本原理	<ul style="list-style-type: none">① 組合員が出資すること。② その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること。③ 組合員が組合の行う事業に従事すること。
通則	<ul style="list-style-type: none">① 組合員との間で労働契約を締結。② 組合員の議決権・選挙権は出資口数にかかわらず平等（一人一票）。③ 労働契約を締結する組合員が総組合員の議決権の過半数を保有すること。④ <u>剰余金配当は組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行う。（出資配当なし）</u>
事業	事業制限なし （持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業・労働者派遣事業不可）
事業従事者の 人数要件	<ul style="list-style-type: none">① 総組合員の5分の4以上の数の組合員は事業従事。② 組合の行う事業に従事する者の4分の3以上は組合員。
組合員	<ul style="list-style-type: none">① 組合員は、出資一口以上を有し、出資一口の金額は均一でなければならないこと。② 組合員の責任は、その出資額を限度にする。③ 組合員の持分は、譲渡することができない。
設立	準則主義・3人以上の発起人

労働者協同組合法のポイント

03

法人の
特徴



管理	<ul style="list-style-type: none">① 定款及び規約に関する所要の規定を整備すること。② 組合に、役員として理事（3人以上）及び監事（1人以上）を置くこと。③ 理事は、組合員でなければならないこと。④ 総数が一定の基準を超える組合は、外部監事（1人以上）を置く。⑤ 組合員の総数が20人を超えない組合には、理事以外の全ての組合員をもって組織する組合員監査会の設置可能。
総会等	<ul style="list-style-type: none">① <u>各事業年度に係る組合員の意見を反映させる方策の実施の状況及びその結果並びに就業規則の作成又は労使協定の締結等の内容を総会で報告。</u>② 組合員の総数が200人を超える組合は、総会に代わる総代会の設置可能
会計	<ul style="list-style-type: none">① 定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てる。② 毎事業年度の剰余金の20分の1以上を就労創出等積立金に。③ 毎事業年度の剰余金の20分の1以上を教育繰越金に。
行政庁の監督	行政庁（個別の組合：都道府県知事、連合会：厚生労働大臣）による報告の徴取
その他	<ul style="list-style-type: none">① 2022年10月1日の施行② 組織変更特例措置（企業組合・NPOから労働者協同組合への移行措置／3年）③ 施行から5年後に見直し

特定労働者協同組合法について

2022年6月13日に労働者協同組合法が一部改正。

03

法人の 特徴



改正の趣旨	労働者協同組合の事業の健全な発展を図り、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するため、非営利性が徹底された労働者協同組合の認定制度を創設するとともに、認定を受けた労働者協同組合に対する税制上の措置を講ずること。
行政庁による認定基準など	<ul style="list-style-type: none">① 定款に剰余金の配当等を行わない定め② 定款に解散時の残余財産の国庫等への帰属する旨の定め③ 定款違反行為のないこと④ 理事の親族等関係者が理事総数の1/3以下⑤ 必要書類の提出と公開 貸借対照表、定款、役員名簿、損益計算書、役員報酬・給与等規程⑥ 監事のうち1名以上は外部監事の設置 組合員監査会に関する規定は特定労働者協同組合には適用しない
税制上の取り扱い	<ul style="list-style-type: none">① 一般労働者協同組合法人 普通法人の扱い② 特定労働者協同組合法人 NPO法人と同等の扱い
備考	<ul style="list-style-type: none">① 所轄庁による認定が行われる。② 認定の取り消し、罰則等の規定

労働者協同組合法の構造

特定非営利活動(NPO)法人並の税制措置

特定労働者協同組合

基準に基づく非営利性の徹底

行政庁からの認定

労働者協同組合

- 働く人が出資して組合員となり、意見反映しながら運営し、ともに働く。
- 3人以上、準則主義で設立可能。・労働者派遣を除いて事業制限なし。
- 組合と組合員の間で労働契約を締結。
- 出資配当なし(非営利)、従事分量配当。・税制においては一般法人扱い。

03

法人の
特徴



他の法人との比較

法人格	労働者協同組合法	NPO法人	一般社団法人	企業組合	株式会社
根拠法	労働者協同組合法	特定非営利活動促進法	一般社団法人および一般財団法人に関する法律	中小企業等協同組合法	新会社法(2005年6月)
基本的な考え方	組合員が出資し、事業運営に組合員の意見が反映され、事業に従事することを基本原理とする。(非営利法人)	市民参加に力点が置かれた法人。行政とは異なるパブリックの空間をつくる(非営利法人)	法人格の取得と税の優遇を受ける。税の優遇のない簡易な非営利法人制度の創設(非営利法人)	個々の経験や技能を経営資源として、事業と職場を同時に創り出す。営利追求ができる(営利法人)	営利追求ができる(営利法人)
出資	可能	不可	不可	可能	株式
事業内容	労働者派遣事業を除くあらゆる事業	20の分野の特定非営利事業、その他の事業	公益事業 収益事業	商業・工業・鉱業・運送業・サービス業等の事業経営	あらゆる事業
設立時構成員	3人以上	10人以上	2人以上	4人以上	1人以上
労働者	組合員(組合と労働契約)	従業員 法人代表者に雇用される者	従業員 法人代表者に雇用される者	組合員(個人加入)	従業員
構成員	組合員	社員(正会員) 賛助会員	社員※名称は自由例)正会員、一般会員、賛助会員	組合員	株主
議決権	組合員1人につき1議決権	1会員1議決権	原則として1会員1議決権	組合員1人につき1議決権	株式数に応じる
設立手続き	準則主義 (設立登記のみ)	認証主義 (所轄庁の認証が必要)	準則主義 (設立登記のみ)	認可主義 (設立登記)	準則主義 設立登記のみ

03

法人の
特徴



NPO法人との比較

03

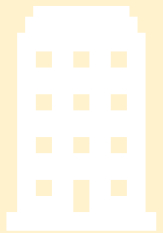
法人の
特徴



	特定非営利活動(NPO)法人	特定労働者協同組合	労働者協同組合
目的	ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進すること。	多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること。	
構成員 ※議決権を有する者	社員10名以上 (個人及び団体)	組合員3名以上 (個人のみ)	
役員	理事3名以上・監事1名以上	理事3名以上・監事1名以上	
		組合員監査会不可	小規模組合は組合員監査会設置可
理事の制限	親族等関係者が理事総数の1/3以下		規定なし
監事の制限	理事又は職員は不可	理事・使用人は不可	
配当	なし		従事分量配当
情報公開	必要書類を行政庁に提出・公開		行政庁提出のみ
解散時の残余財産	国庫等への帰属		規定なし

01

新しい
法人格



02

法人の
目的



03

法人の
特徴



04

国内の
事例



05

参考



ワーカーズコープについて

- ・ 名称 日本労働者協同組合連合会
- ・ 設立 1986年
- ・ 事業高 378億円／2022年度
- ・ 就労者 15,087人(2022年度)
- ・ 連合会 正会員 16団体 準会員22団体／2023年10月度
- ・ センター事業団 事業高244億円／2023年度
組合員7,919人(就労者約10,000人)
19事業本部、402事業所
- ・ 関連、連携組織
日本社会連帯機構、日本フロンティアネットワーク
日本高齢者生活協同組合連合会、協同総合研究所

04

国内の
事例



04

国内の事例



事業所数 **38** 箇所

働く仲間 **1,463**人

※ 2023年12月末現在

事業高 **28**億円

※ 2023年3月末現在



04

国内の事例



九州事業本部 沖縄開発室

● 北九州エリア 3事業所

- | | |
|----------------|---------------|
| 北九州出張所こもれび | 放課後等デイサービス |
| 北九州地域福祉事業所まごころ | 訪問介護、産前産後ヘルパー |
| 子どもの城ほんじょう | 放課後等デイサービス |

● 筑豊エリア 3事業所

- | | |
|-------|---------------|
| 筑豊事業所 | 食品加工（委託）、配食 等 |
| 直岐事業所 | 緑化、清掃 |
| 嘉飯事業所 | 緑化 等 |

● 福岡エリア 7事業所

- | | |
|-------------|--------------------|
| 博多事業所 | 清掃、食器洗浄 等 |
| 博多地域福祉事務所福寿 | 介護、子育て支援 等 |
| ふくおか事業所 | 子育て支援 |
| 大野城事業所 | 放課後等デイサービス、子育て支援 等 |
| 春日事業所 | 子育て支援、放課後等デイサービス 等 |
| ふくつ地域福祉事業所 | 学童クラブ |
| 西ふくおか事業所 | |

● 筑後エリア 3事業所

- | | |
|---------------|------------|
| 大牟田事業所 | 清掃、クリーニング |
| 大牟田地域福祉事業所海の風 | 放課後等デイサービス |
| ちくご広域まちづくり事業所 | 交流施設運営 |

● 佐賀 1事業所

- | | |
|---------------|-----------------------|
| 佐賀地域福祉事業所夢根っこ | 就労継続支援B型、放課後等デイサービス 等 |
|---------------|-----------------------|

● 長崎 2事業所

- | | |
|---------------|----------------|
| 長崎事業所 | 清掃、ハウスクリーニング 等 |
| 長崎地域福祉事業所おたくさ | 介護、子育て支援 等 |

事業所リスト

● 大分 4事業所

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 大分出張所 | 清掃、売店・看護サポート |
| 日田地域福祉事業所虹の家 | 介護、障がい児・者支援 等 |
| 大分東部地域福祉事業所ゆりかご | 介護、放課後等デイサービス 等 |
| おおいた地域福祉事業所 | 就労継続支援B型、生活困窮者就労準備 等 |

● 宮崎 3事業所

- | | |
|--------|-----------------------|
| 宮崎事業所 | 物流、清掃 等 |
| Himuka | 生活困窮者等就労準備、子どもの居場所 等 |
| 日南事業所 | 生活困窮者等就労準備、生活困窮者等家計改善 |

● 鹿児島 8事業所

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 鹿児島山谷事業所 | 清掃・夜間守衛、サポステ 等 |
| 鹿児島始良事業所 | 物流、放課後等デイサービス 等 |
| 奄美地域福祉事業所がじゅまる | 小規模保育B型 |
| 大隅地域福祉事業所ゆらおう | 訪問介護、放課後等デイサービス 等 |
| 出水地域福祉事業所さくらんぼ | 放課後等デイサービス、就労継続支援B型 等 |
| 国分地域福祉事業所ほのぼの | 就労継続支援B型、放課後等デイサービス 等 |
| 結の島地域福祉事業所くっかる | 小規模保育B型、子どもの居場所 |
| 日置地域福祉事業所あゆみ | 学習支援、学童クラブ 等 |

● 沖縄 4事業所

- | | |
|------------------|-------------------|
| 沖縄事業所 | 清掃 |
| 那覇地域福祉事業所かふう | 学童クラブ |
| 沖縄北部地域福祉事業所ゆらりの里 | サポステ等若者支援、学童クラブ 等 |
| 沖縄地域福祉事業所やんばる | 子どもの居場所 |

04

国内の
事例



Camping Specialist

労働者協同組合

労働者協同組合の設立状況

令和6年7月8日時点で1都1道2府27県で計95法人が設立されています。

※ 北海道、宮城県、山形県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

※ うち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は8法人

04

国内の事例



分野の例

- ・ キャンプ場の経営
- ・ 葬祭業、成年後見支援
- ・ メディア制作体験
- ・ 地元産鮮魚販売、給食のお弁当づくり
- ・ カフェ、フェスティバル運営
- ・ 高齢者介護
- ・ 生活困窮者支援
- ・ 子育て支援
- ・ 障害福祉
- ・ 清掃、建物管理
- ・ 家事代行

新規設立と組織変更による設立の法人数

企業組合からの組織変更
→18法人
NPO法人からの組織変更
→2法人

組織変更
20

新規設立
75

「副業・兼業で提供する、子どもによるメディアの制作体験」

労働者協同組合こども編集部
(兵庫県神戸市)



「地域の困り事解決のため、住民による地域づくりを仕事に」

労働者協同組合うなんん
(島根県雲南市)



「経験豊かな高齢者がいきいきと働ける場づくり」

労働者協同組合上田
(長野県上田市)



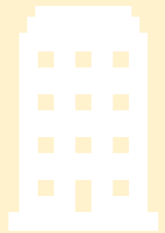
「ケアワーカーによる自分らしいケアの追求」

労働者協同組合あるく
(熊本県熊本市)



01

新しい
法人格



02

法人の
目的



03

法人の
特徴



04

国内の
事例



05

参考

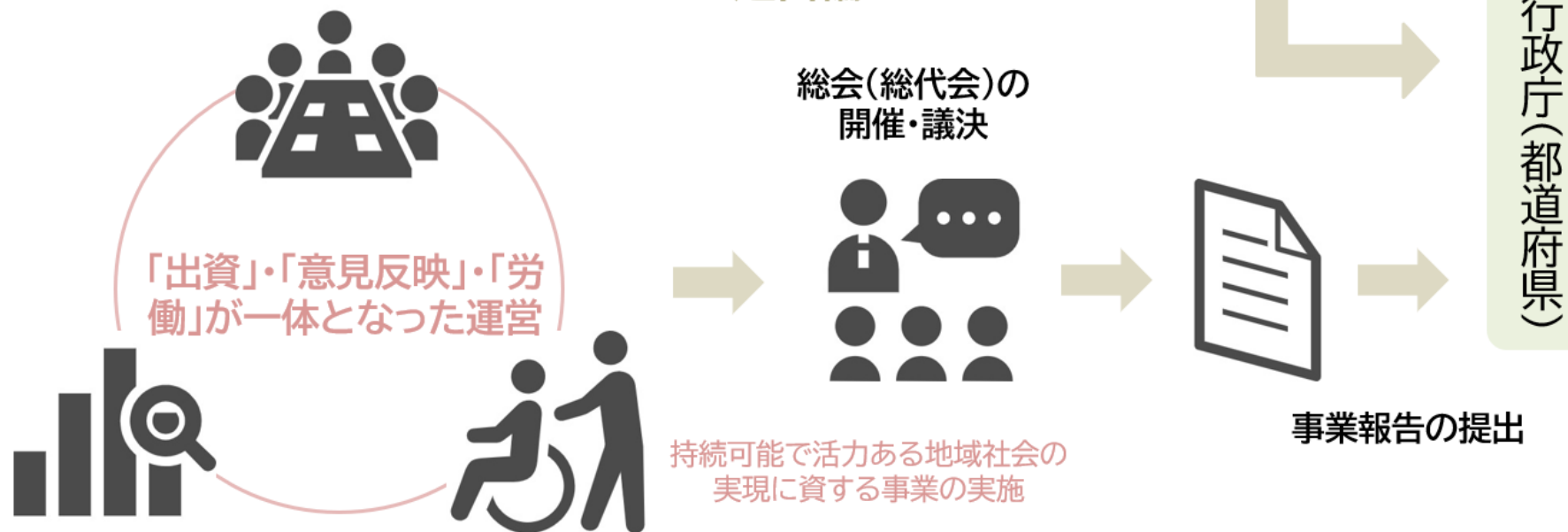


設立から運営・事業報告までの流れ

設立編



運営編



05

参考



意見反映から生かされたよい仕事事例①

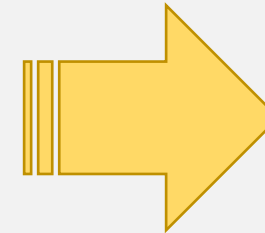
閉鎖対象事業所からの脱出したときに起きていた意見反映

05

参考



原価率100%超	・ 課題
団会議	・ 話し合い
予実、署名活動、決断	・ 行動
ミニフードバンク・地域懇談会	・ 気づき
仕事獲得	・ 変化

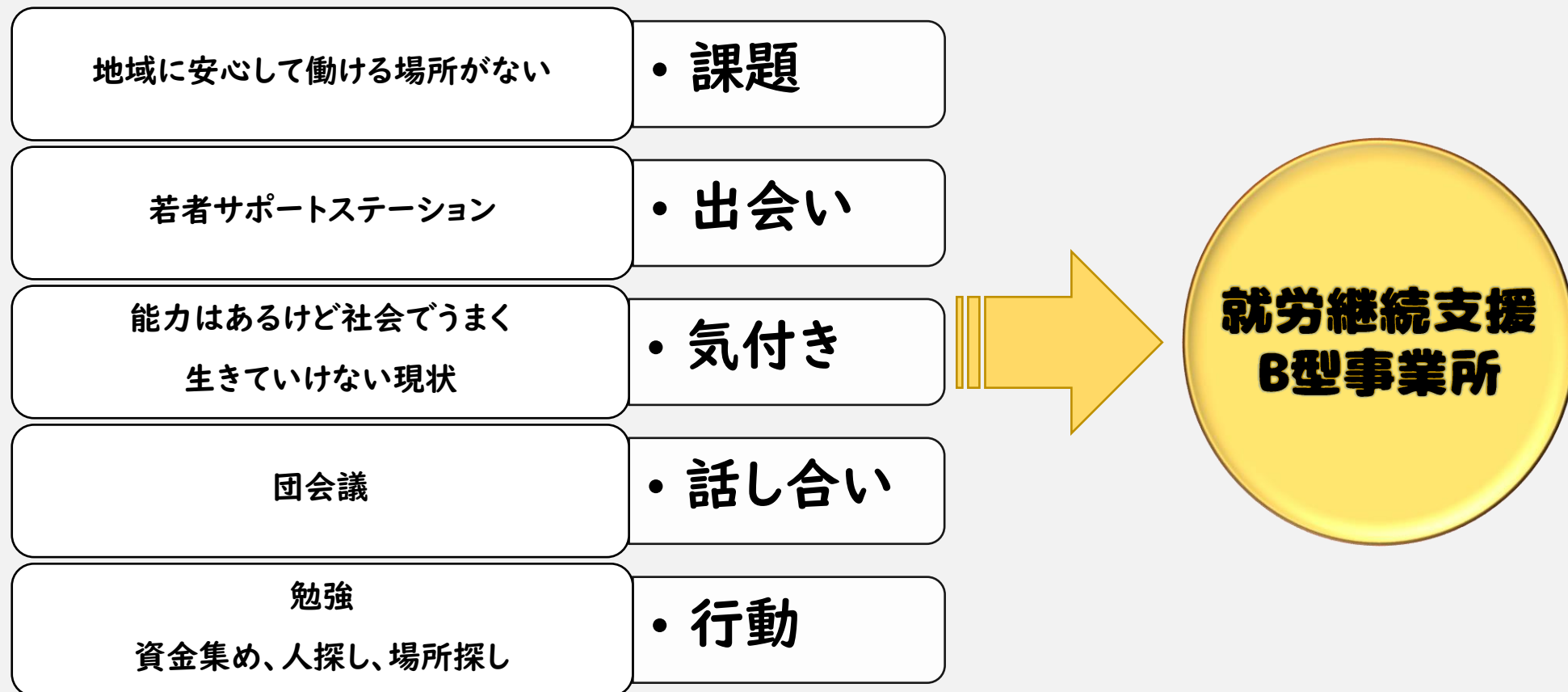


意見反映から生かされたよい仕事事例②

一人の若者の困難から仕事おこしに至った意見反映

05

参考



詳しくは厚生労働省「知りたい!労働者協同組合法」HPで!

05

参考



まずは3人以上の発起人が集まって、設立の準備をしよう!

創立総会前	発起人による事前準備	定款・事業計画・予算等の作成作業
	公告	設立総会の2週間前までに掲載
	定款	発起人によって作成・開示

参照:法22条・23条第1・2項



05

参考



厚生労働省HP (労働者協同組合)

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/62/141681.html>

福岡県HP (労働者協同組合) 新雇用開発課

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/roudoukyoudou.html>

日本労働者協同組合 (ワーカーズコープ) 連合会

<https://www.jwcu-pr.net/>

新しい働きかた図鑑 (ワーカーズコープのオンラインメディア)

<https://workstyle.roukyou.gr.jp/>

協同総合研究所 (ワーカーズコープのシンクタンク)

<https://jicr.roukyou.gr.jp/>



労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 福岡支部

資金を
出し合う

〒812-0043 福岡県福岡市博多区堅粕4丁目24-14トステムビル401号室
TEL 092-441-7587 FAX 092-441-8281
Mail kusukb@roukyou.gr.jp

話し合っ
て
営む

共に
はたらく